島根原子力	発電所第2号機 審査資料
資料番号	NS2-基-030
提出年月日	2021年10月22日

基本設計方針に関する説明資料 【第30条 逆止め弁】

・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

・先行審査プラントの記載との比較

2021年10月 中国電力株式会社 赤色:様式6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載

茶色:設置許可と基本設計方針(後)

緑色:技術基準と基本設計方針(後)

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)

様式-7

要求事項との対比表 (DB)

実用発電用原子炉及び その附属施設の技術基準に 関する規則	工事計画認可申請書 基本設計方針(前)	工事計画認可申請書 基本設計方針(後)	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置許可,基本設計方針及び技 術基準との対比	備考
(逆止め弁)						
第三十条 放射性物質を含む一	放射性物質を含む原子炉冷	放射性物質を含む原子炉冷	該当箇所なし	該当箇所なし	・技術基準規則の要求事項に対	原子炉冷却系統施設 (共通)
次冷却材を内包する容器若し	却材を内包する容器若しくは	却材を内包する容器若しくは			する基本設計方針を記載。	5. 設備に対する要求
くは管又は放射性廃棄物を処	管又は放射性廃棄物処理設備	管又は放射性廃棄物処理設備	一以下余白一	一以下余白一	・要求事項に対する設計の明確	5.6 逆止め弁
理する設備(排気筒並びに第四	(排気筒並びに廃棄物貯蔵設	(排気筒並びに廃棄物貯蔵設			化。	
十条及び第四十三条に規定す	備及び換気設備を除く。)へ放	備及び換気設備を除く。)へ放			・差異なし。	
るものを除く。第四十七条にお	射性物質を含まない流体を導	射性物質を含まない流体を導				
いて同じ。) へ放射性物質を含	く管には、逆止め弁を設ける設	く管には、逆止め弁を設ける設				
まない流体を導く管には、逆止	計とし、放射性物質を含む流体	計とし、放射性物質を含む流体				
め弁を設けなければならない。	が放射性物質を含まない流体	が放射性物質を含まない流体				
ただし、放射性物質を含む流体	側へ逆流することによる汚染	側へ逆流することによる汚染				
が放射性物質を含まない流体	拡大を防止する。	拡大を防止する。				
を導く管に逆流するおそれが		①【30 条1】				
ない場合は、この限りでない。						
(解釈)						
1 第30条に規定する「逆流	ただし、上記において、放射	ただし、上記において、放射			・技術基準規則の要求事項に対	原子炉冷却系統施設 (共通)
するおそれがない場合」とは、	性物質を含む流体と放射性物	性物質を含む流体と放射性物			する基本設計方針を記載。	5. 設備に対する要求
直接接続されていない場合、又	質を含まない流体を導く管が	質を含まない流体を導く管が			・要求事項に対する設計の明確	5.6 逆止め弁
は十分な圧力差を有している	直接接続されていない場合又	直接接続されていない場合又			化。	
場合をいう。	は十分な圧力差を有している	は十分な圧力差を有している			・差異なし。	一以下余白一
1	場合は、逆流するおそれがない	場合は、逆流するおそれがない				
	ため, 逆止め弁の設置を不要と	ため, 逆止め弁の設置を不要と			一以下余白一	
一以下余白一	する。	する。				
		① 【30条2】				
	一以下余白一	一以下余白一				

【第30条 逆止め弁】

-:該当なし

※:条文全体に関わる説明書

様式-6

各条文の設計の考え方

第 30	条(逆止め弁)				
1.	技術基準の条文、解釈への通	合性に関する考え方			
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	説明資料等
1)	放射性物質を含まない流 体を導く管への逆止め弁 の設置	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項	1	a, b
2.	設置許可本文のうち、基本認	計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方			説明資料等
_		ı			_
3.割	设置許可添八のうち、基本設	計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方			説明資料等
_	_	_			_
4.	詳細な検討が必要な事項				
No.		記載先			
а	原子炉冷却系統施設に係る	機器の配置を明示した図面及び系統図			
b	原子炉格納施設に係る機器	の配置を明示した図面及び系統図			
*	設計及び工事に係る品質マ	ネジメントシステムに関する説明書			

実線・・設備運用又は体制等の相違(設計方針の相違)

波線・・記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

又は放射性廃棄物処理設備(排気筒並びに廃棄物貯蔵設備及び換気設備を除く。)へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁を設ける設計とし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体側へ逆流することによる汚染拡大を防止する。【30条1】 ただし、上記において、放射性物質を含む流体と放射性物質を含まない流体を導く管が直接接続されていない場合又は	(計画・金属を) (金属を) (東海第一発電所 (2018 10 12 版)	拉达加亚百子力黎電影 7 县 燃 (2020 0 25 년)		
5.6 逆止め弁(第30条) 放射性物質を含む原子炉冷却材を内包する容器若しくは管 又は放射性廃棄物処理設備(排気筒並びに廃棄物貯蔵設備及 び換気設備を除く。) へ放射性物質を含まない流体を導く管 には、逆止め弁を設ける設計とし、放射性物質を含む流体が 放射性物質を含まない流体側へ逆流することによる汚染拡大 を防止する。【30条1】 ただし、上記において、放射性物質を含む流体と放射性物 質を含まない流体を導く管が直接接続されていない場合又は 十分な圧力差を有している場合は、逆流するおそれがないた	(登里後) 回包する容器若しくは管理びに廃棄物貯蔵設備及っきまない流体を導く管理射性物質を含む流体があることによる汚染拡大であるとによる汚染拡大であれていない場合又はで流するおそれがないた	·針(変更後)		怕啊凡孙原于刀光电灯(万傚 (2020.9.20)()	島根原子力発電所 2 号機	備
放射性物質を含む原子炉冷却材を内包する容器若しくは管 又は放射性廃棄物処理設備(排気筒並びに廃棄物貯蔵設備及 び換気設備を除く。) へ放射性物質を含まない流体を導く管 には、逆止め弁を設ける設計とし、放射性物質を含む流体が 放射性物質を含まない流体側へ逆流することによる汚染拡大 を防止する。【30 条 1】 ただし、上記において、放射性物質を含む流体と放射性物 質を含まない流体を導く管が直接接続されていない場合又は 十分な圧力差を有している場合は、逆流するおそれがないた	びに廃棄物貯蔵設備及 含まない流体を導く管 対性物質を含む流体が ることによる汚染拡大 を含む流体と放射性物 されていない場合又は 流するおそれがないた		事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	工事計画認可申請書 基本設計方針(変更後)	νII3
又は放射性廃棄物処理設備(排気筒並びに廃棄物貯蔵設備及び換気設備を除く。)へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁を設ける設計とし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体側へ逆流することによる汚染拡大を防止する。【30 条 1】 ただし、上記において、放射性物質を含む流体と放射性物質を含まない流体を導く管が直接接続されていない場合又は十分な圧力差を有している場合は、逆流するおそれがないた	びに廃棄物貯蔵設備及 含まない流体を導く管 対性物質を含む流体が ることによる汚染拡大 を含む流体と放射性物 されていない場合又は 流するおそれがないた				5.6 逆止め弁 (第 30 条)	
び換気設備を除く。)へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁を設ける設計とし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体側へ逆流することによる汚染拡大を防止する。【30 条 1】 ただし、上記において、放射性物質を含む流体と放射性物質を含まない流体を導く管が直接接続されていない場合又は十分な圧力差を有している場合は、逆流するおそれがないた	会まない流体を導く管 対性物質を含む流体が ることによる汚染拡大 を含む流体と放射性物 されていない場合又は 流するおそれがないた				放射性物質を含む原子炉冷却材を内包する容器若しくは管	
には、逆止め弁を設ける設計とし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体側へ逆流することによる汚染拡大を防止する。【30 条 1】 ただし、上記において、放射性物質を含む流体と放射性物質を含まない流体を導く管が直接接続されていない場合又は十分な圧力差を有している場合は、逆流するおそれがないた	対性物質を含む流体が ることによる汚染拡大 で含む流体と放射性物 されていない場合又は で流するおそれがないた				又は放射性廃棄物処理設備(排気筒並びに廃棄物貯蔵設備及	
放射性物質を含まない流体側へ逆流することによる汚染拡大 を防止する。【30 条 1】 ただし、上記において、放射性物質を含む流体と放射性物 質を含まない流体を導く管が直接接続されていない場合又は 十分な圧力差を有している場合は、逆流するおそれがないた	ることによる汚染拡大 で含む流体と放射性物 でされていない場合又は で流するおそれがないた				び換気設備を除く。)へ放射性物質を含まない流体を導く管	
を防止する。【30 条 1】 ただし、上記において、放射性物質を含む流体と放射性物質を含まない流体を導く管が直接接続されていない場合又は 十分な圧力差を有している場合は、逆流するおそれがないた	で含む流体と放射性物 されていない場合又は 流するおそれがないた				には、逆止め弁を設ける設計とし、放射性物質を含む流体が	
ただし、上記において、放射性物質を含む流体と放射性物質を含まない流体を導く管が直接接続されていない場合又は 十分な圧力差を有している場合は、逆流するおそれがないた	されていない場合又は 流するおそれがないた				放射性物質を含まない流体側へ逆流することによる汚染拡大	
質を含まない流体を導く管が直接接続されていない場合又は 十分な圧力差を有している場合は, 逆流するおそれがないた	されていない場合又は 流するおそれがないた				を防止する。【30 条 1】	
十分な圧力差を有している場合は、逆流するおそれがないた	流するおそれがないた				ただし、上記において、放射性物質を含む流体と放射性物	
					質を含まない流体を導く管が直接接続されていない場合又は	
め、逆止め弁の設置を不要とする。 [30 条 2]	30条2】				十分な圧力差を有している場合は、逆流するおそれがないた	
					め,逆止め弁の設置を不要とする。【30条2】	